

運輸支局における窓口の業務体制について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、北海道運輸局及び管轄する運輸支局の窓口業務は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として、感染拡大防止策を講じつつ業務を継続することとされています。

道内各運輸支局では来庁者の感染防止のために以下のような対策を適宜行っております。ご不便等おかけしますがご理解のほどお願いいたします。

○窓の開放による換気

○待合室の座席数の制限

○窓口へのアクリル板等の設置

○書面交付をお待ちいただく間の自動車内や庁舎外での待機、他の来庁者との一定の距離の確保のお願い

また、行政機能を維持した上で、職員の感染防止のため在宅勤務等により、出勤職員を減らすことにも併せて取り組んでおります。場合によっては、書面の審査に通常よりお時間をいただくことや、電話対応について、かけ直し等の対応をお願いする場合もございます。重ねまして皆様のご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。